

新型コロナウイルス感染症対策本部（第2回）

日時：令和2年1月31日（金）

12時05分～12時15分

場所：院内 大臣室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）新型コロナウイルス感染症への対応について

3. 閉 会

（配布資料）

資料1 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について

資料2 在留邦人の状況について

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

※令和2年1月31日9時時点

	中国 (※)	日本	韓国	台湾	シンガ ポール	ネパール	タイ	ベトナム	マレー シア	オース トラリア	米国
患者数	9692	12	6	9	13	1	14	5	8	9	6
死亡者数	213	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	カナダ	フランス	ドイツ	カンボ ジア	スリラン カ	UAE	フィン ランド	フィリピン	インド	イタリア	合計
患者数	3	6	5	1	1	4	1	1	1	2	9800
死亡者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	213

(※) 中国では、湖北省（武漢市を含む）、北京市、広東省、上海市などにおいて、患者が確認されている。

- 新型コロナウイルスに関連した感染症による死亡例は、中国での213例。
- 我が国で、1月15日に1例目、1月24日に2例目、1月25日に3例目、1月26日に4例目、1月28日に5－7例目、1月29日に8例目、1月30日に9－12例目が確認されたところ。
- 日本での感染者2例（6、8例目）については、武漢市への滞在歴は確認されていない。6例目は、武漢市からのツアー客を乗せたバスの運転手であり、8例目は当該バスのガイドとして業務に従事。
- 上記の患者のほか、無症状病原体保有者（症状はないが、検査が陽性となった者）が、日本で2例確認された（1月30日）。

新型コロナウイルスに関連した感染症に係る患者等の現状について

※令和2年1月31日9時現在

	武漢市滞在歴	確定日	入院状況	現在の状態	濃厚接触者
1例目(30代男性)	あり	1月15日	退院	全快	38名特定(健康観察終了)
2例目(40代男性)	あり	1月24日	入院中	軽快	32名特定(健康観察中)
3例目(30代女性)	あり	1月25日	入院中	軽快	7名特定(健康観察中)
4例目(40代男性)	あり	1月26日	入院中	軽快傾向	2名特定(健康観察中)
5例目(40代男性)	あり	1月28日	入院中	症状安定	3名特定(健康観察中)
6例目(60代男性)	なし	1月28日	入院中	症状安定	22名特定(健康観察中) ※うち1名は8例目
7例目(40代女性)	あり	1月28日	入院中	症状安定	2名特定(健康観察中)
8例目(40代女性)	なし	1月29日	入院中	軽快	3名特定(健康観察中) 調査中
9例目(50代男性)	あり	1月30日	入院中	治療中	調査中
10例目(50代男性)	あり	1月30日	入院中	治療中	調査中
11例目(30代女性)	あり	1月30日	入院中	治療中	調査中
12例目(20代女性)	あり	1月30日	入院中	治療中	調査中

<無症状病原体保有者> ※症状はないが、検査が陽性となった者

1例目(40代男性)	あり	1月30日	入院中	症状なし	調査中
2例目(50代女性)	あり	1月30日	入院中	症状なし	調査中

新型コロナウイルスに関連した感染症に関する WHOによるPHEIC宣言の概要(速報)

2020年1月30日
(ジュネーブ時間)

新型コロナウイルスに関連した感染症について、2020年1月30日に緊急委員会が開催され、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」が宣言された。

現状の認識

- まだ明らかになっていないことは多い。
- 1ヶ月でWHOの5つ地域で感染が拡大。
- ヒトからヒトへの感染は武漢や中国以外でも発生が確認されている。
- 一方で、各国が早期発見、患者の隔離及び治療、接触者の健康観察、接触する機会を減らす対策をとることで、感染拡大を防ぐことができる。

助言の内容

(日本を含む)全ての加盟国に対する助言は、以下のとおり。

1. 人への感染を減らすこと、二次感染及び国際的拡大を防ぐために、関係機関と連携すること等に重点を置くこと。
2. 一般的に、公衆衛生上の緊急事態における人や物資の移動制限は、必ずしも効果的ではない。ただし、特定の状況(例えば脆弱な人口集団間で感染の強度が高い場合)では、一時的に有効。
3. 渡航制限を実施する際は、必ずWHOに報告しなければならない。差別を誘発するような措置は控えるべきである。
4. 国際社会は互いに団結し、感染源の特定、ヒトからヒトへの感染の全容解明、輸入症例に対する準備、及び必要な治療薬の研究開発について協力していくべき。

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の一部改正について

令和2年1月31日閣議決定予定

概要

○ 令和2年1月に問題となっている新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定する政令の施行期日を、公布の日(令和2年1月28日)から起算して4日を経過した日(2月1日)とする。

【施行日を改める政令】 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令
検疫法施行令の一部を改正する政令

(※)従来の施行期日は、公布の日から起算して10日を経過した日(2月7日)

<参考>

指定感染症: 既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)であって、感染症法上の規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの(感染症法第6条)
検疫感染症: 国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定めるもの(検疫法第2条第3号)

	これまでの対策	指定感染症、検疫感染症に指定した場合、 実施可能となる措置
国内対策	<p>(1) 診療 地方自治体や医療機関に対し、武漢市に滞在歴があり、呼吸器症状を発症して医療機関を受診した患者については、新型コロナウイルス感染症を念頭においた診療を行うよう依頼。</p> <p>患者の医療費については、自己負担であり、協力が得られにくいことがある。(入院を拒否される可能性も)</p> <p>(2) 報告・検査 医療機関において原因不明の肺炎患者を診察した場合に保健所に報告の上、国立感染症研究所で検査を行う制度(疑似症サーベイランス)の運用</p> <p>協力ベースであり、医師の義務ではない。</p> <p>(3) 濃厚接触者の把握 国内で確認された感染者1名の濃厚接触者を特定し、健康状態の確認を実施</p> <p>法律に基づくものではないため、患者の協力が得られにくいことがある。</p>	<p>➡ ① 患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供</p> <p>➡ ② 医師による迅速な届出による患者の把握</p> <p>➡ ③ 患者発生時の積極的疫学調査(接触者調査)</p>
検疫	<p>(1) 発熱の確認(サーモグラフィ)</p> <p>(2) 自己申告の呼びかけ</p> <p>協力ベースであり、協力が得られにくいことがある。</p>	<p>質問、診察・検査、消毒等が可能となる。 (隔離・停留はできない。)</p>

資料2

新型コロナウイルスによる感染症への対応

※日時は日本時間

1 現状

1月31日時点の感染者数は約9800人。【更新中】

中国:9692人(死亡213人)(対前日比+1982人, 死亡+43人)

タイ:14人, シンガポール:13人, 日本・香港:各12人, 豪州・台湾:各9人, マレーシア:8人, マカオ:7人, 韓国・米・フランス:各6人, ベトナム:5人, ドイツ・ア首連:各4人, カナダ:3人等

2 中国の対応

中国当局は、25日までに、武漢市含む16市・州の公共交通機関の停止及び駅・空港の閉鎖等を発表。25日、中央に新型コロナウイルス肺炎対策工作指導小組を設置。

27日から旅行会社の海外団体旅行の取扱いを停止。同日、李克強総理が武漢を視察。

また、春節休暇期間を2月2日まで延長し、各地の学校・幼稚園の始業を延期。

(参考:経緯)

- ・昨年12月31日, 中国・武漢市で原因不明の肺炎が発生している旨WHOが発表。
- ・1月9日, これが新型コロナウイルスによるものである旨中国当局が報告, WHOがこれを発表。
- ・1月20日, 習近平国家主席から感染状況の情報を速やかに公表し, 国際協力を深める必要があると指示。
- ・1月31日, WHO緊急委員会が開催され, PHEIC(国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態)が宣言された。



3 我が国の対応

- ・1月21日, 中国全土に感染症危険情報レベル1(注意喚起)を発出。
- ・23日, 武漢市を所管する在中国大使館に対策本部を設置。
- ・24日, 外務本省でタスクフォースを立ち上げ。26日, 領事局長をヘッドとする対策室に格上げ。
- ・24日, 湖北省に感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)を発出。その他中国全域はレベル1。
- ・25日, 在中国大使館に武漢市在留邦人向けホットラインを開設。
- ・26日, 総理は, 会見で, チャーター機などあらゆる手段を追求して希望者全員を帰国させる旨発言。
- ・26日, 日中外相電話会談を行い, 中国側に邦人の安全確保及び帰国に対する協力を要請。
- ・27日, 在中国日本大使館職員10人(在中國大使館特命全権公使・医務官を含む10人)が武漢市入り。
- ・29日早朝, チャーター機が東京に向け出発。206人が同日午前8時40分頃, 羽田空港に到着。運搬に際して, 現地の在留邦人に対する支援物資(マスク, 手袋, 医療用・清掃用ガウン, 体温計, 消毒剤, 汚物処理グッズ, 食料等)を搬送(中国にも支援物資を引き渡した)。
- ・30日午前6時頃, チャーター機第2便が東京に向け出発。210人が同日9時頃, 羽田空港に到着。第1便同様, 現地の在留邦人及び中国に対する支援物資(防護服, ゴーグル等)を搬送。
- ・31日午前8時頃, チャーター機第3便が東京に向け出発。149人が同日10時30分頃, 羽田空港に到着。中国に対する支援物資(防護服, ゴーグル等)を搬送。

4 在留邦人への対応

- ・在留邦人への支援物資(マスク・手袋・消毒剤等)を現地に搬送。
- ・武漢市の邦人1人が重度の肺炎を発症し入院中であり, 大使館で支援中。